

健康診断と保険に関する提言

日本薬学会薬学教育改革大学人会議
実務実習環境整備委員会

平成18年3月

日本薬学会薬学教育改革大学人会議

実務実習環境整備委員会

「健康診断と保険に関する提言」

(平成18年3月)

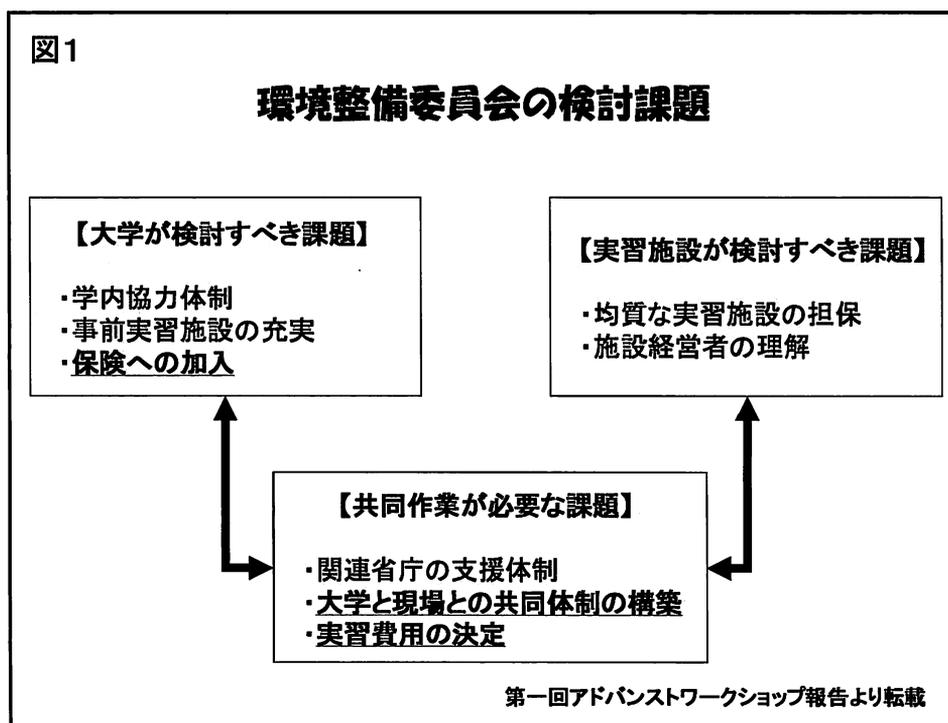
I. まえがき

薬学教育の改革にあたって、長期実務実習を課すこと、実務実習の履修資格を得るために共用試験を課すこと、また教育課程の第三者評価制度の整備が求められている。

日本薬学会薬学教育改革大学人会議はこれら課題を解決するために、種々の会議やアドバンスワークショップを通して、様々な対応策を検討している。

特に長期実務実習については平成16年6月、「長期実務実習を潤滑に進めるための教育者ワークショップ」のテーマのもとに第一回アドバンスワークショップを開催し、実務実習を進めていく上での検討課題について議論を進めた。その結果、報告書にもあるように、「円滑な運用のための環境作り」が重要であり、その解決のための活動が必要であることが提案された。

報告書の一部を図1に転載した。



本ワークショップは、実務実習を円滑に進めるためには、大学、実習施設それぞれが整備すべき問題点、さらには大学と実習施設間で協力して解決すべき問題点を指摘している。

大学側に課された課題は、教員の実習現場の理解や実務実習への積極的なかかわりなどの学内協力体制の整備、事前学習施設の整備、学生の保険加入の問題である。実習施設側では、均質な実習施設を保障すること、実習にあたり施設経営者・管理者の十分な理解を得ることの必要性が指摘された。

また大学と実習施設が協力して解決すべき問題として、関係省庁の支援体制、大学と現場との共同体制の構築、実務実習を実施するにあたり生じてくる実習費用の算定、特に大学も実習施設も納得できる基準を設定することの必要性があげられている（第一回アドバンストワークショップ報告書参照）。

こうした提案を受けて、大学人会議は平成16年6月、「実務実習環境整備委員会」と「実務実習システムづくり委員会」を設置した。「実務実習環境整備委員会」は桐野委員長の下に、大学、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会からの委員を構成員として、「関係省庁の支援体制」の充実に取り組み、薬学部と大学附属病院との懇談会を通して、薬学部側、附属病院側が抱えている問題点を意見交換する場が設けられた。さらに平成17年3月、文部科学省から国公立大学（医学部・歯学部）附属病院長、および厚生労働省にあてて「薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受け入れについて」の協力依頼が、また厚生労働省から全日本病院協会、日本精神科病院協会、日本医療法人協会、日本病院会、日本医師会、（独）国立病院機構、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会にあてて、同じ協力依頼があった。

引き続き本委員会は平成17年7月から山元を委員長に、以下の3点を当面の検討課題とし、具体的な提案をすべく取り組んできた。

当面の検討課題

- 1. 学生が安心して、安全な実務実習を受けるために必要な要素について**
- 2. 大学と実務実習施設（病院・薬局）との良好な連携体制の構築について**
- 3. 実務実習に際して生じる実習費用について**

本委員会はこれら案件について検討し、その結果を新薬剤師養成問題懇談会（新六者懇）、ならびに全国薬科大学長薬学部長会議に報告し、さらに議論を深めていただくよう計画している。

本報告は上記課題のうち、1について、学生の健康診断と保険に関して本委員会で議論した内容をまとめたものである。

Ⅱ. 本報告の要点

今回実務実習環境整備委員会が報告する学生の健康診断と保険に関する提言の要点は以下のごとくである。

本委員会の提言

1. 学生の健康診断について：

遅くとも実務実習に入る前には、血液検査、生化学検査、尿検査、X線撮影などを含めた健康診断を受診すること。また「健康診断の受診」は、実務実習参加の必要条件とすべきであること。

2. 学生の保険について：

実務実習に参加する前に、傷害保険と損害賠償保険に加入すべきであること。

3. 実務実習実習を始める前に：

上記2点について、実習施設側が強く要望していることを、大学ならびに学生は認識することが重要。

Ⅲ. 本報告に至る検討の内容

1. 調査の内容について

本委員会が検討すべき当面の課題、特に健康診断の受診の様子や保険への加入について、各大学が現在どのように取り組んでいるかをアンケート調査した。

まず平成17年5月、国公立薬系大学6年制薬学教育準備担当者会議に、保険や健康診断、さらには実務実習への教員参加の現状と将来、現在の実務実習費用についてのアンケート調査を依頼した。ついでアンケート調査結果を本委員会の資料として利用することについて、国公立大学薬学部長（科長・学長）会議で承認を得た。

平成17年度第一回本委員会では、国公立大学に向けたアンケート調査結果を基礎に議論を進め、私立大学に対しても同様なアンケート調査をする必要があるとの合意に至り、ほぼ同様の内容で平成17年7月、全国16大学にアンケート調査を依頼した。私立大学は、その規模や地域性、医学部の有無など設置の形態に違いがあることを考慮し、対象を16大学に絞ることとした。

アンケート調査質問表のうち本報告に関連した部分のみを以下に示す。

なお質問事項は、国公立と私立では多少文言に違いがあるが、本報告には私立大学に向けた質問表を掲載した。

アンケート質問事項

1. 学生の健康診断について

- (1) 貴学・学部では、これまでの実習（病院実習・薬局実習等）に際して、どのような健康診断〔定期健康診断、ツ反応検査、抗体検査、予防接種（できればその内容についても）など〕を実施しているか、お答えください。
- (2) 健康診断に要する経費は誰が負担しているか（学生個人か、あるいは大学もしくは部局の予算か）についてお答えください。

2. 保険について

- (1) 1に同じで、従来の実習に際し、学生が加入している（あるいは加入を義務づけている）保険の種類と保険料についてお答えください（任意加入とする場合はその旨明記してください）。
- (2) 従来の実習に際し、大学が加入している保険の種類（損害賠償保険等）と保険料についてお答えください。
- (3) 新制度（6年制）での実務実習に際し、どのような保険に加入する必要があるかについて、ご意見をお寄せください。

2. 健康診断について

図2は、各大学が実施している健康診断の内容についてまとめたものである。

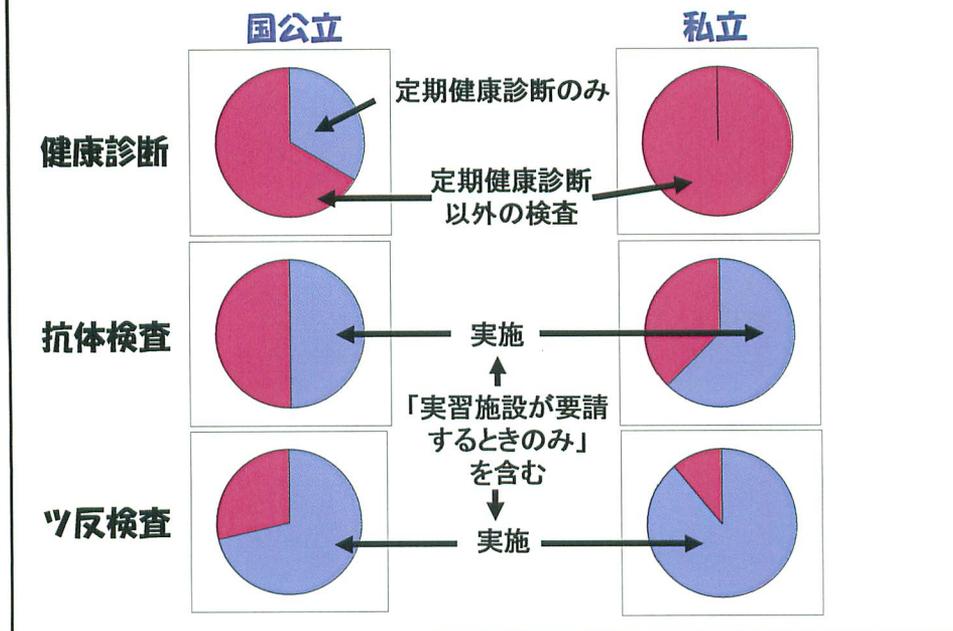
国公立大学では3分の2が、また私立大学ではすべての大学が特別健康診断を課している。ここでいう特別健康診断とは、胸部 X 線撮影、ツ反検査、尿検査、血液検査などのうち、どれかを含む検査をいう。一方定期健康診断とは、各大学の回答の中で「定期健康診断のみ実施」と答えたものを集計している。ある大学では、定期健康診断とは問診、身長・体重測定、視力検査などのみの健康診断であり、各教員におかれては、このような定期健康診断が実務実習前の健康診断にふさわしいものではないことを理解いただき、定期健康診断の中身を十分に把握しておくことが肝要であると考えられる。

健康診断の中に抗体検査を含めている大学が、国公立大学を通して半数近くある。ツ反検査は、現在の見学型実習においては、実習先の要望に応じて実施している大学も含まれる（図2）。抗体検査および予防接種の内容においても、水痘、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、インフルエンザ、ウイルス性肝炎など、大学によって様々である。

健康診断に要する費用については、定期健康診断では大学負担が大多数であるが、胸部 X 線撮影、抗体検査、予防接種などの検査費用については、学生負担とする大学も多くあり、その様子は様々である。

図2

健康診断の様子：まとめ



本委員会では各大学の健康診断の様子を検討し、「Ⅱ．本報告の要点」に示したように、「遅くとも実務実習に入る前には、血液検査、生化学検査、尿検査、X線撮影などを含めた健康診断を受診すること。また健康診断の受診は、実務実習参加の必要条件とすべきであること」を提言する。

なお予防接種については、本委員会は、各大学と派遣施設とが協議し、各大学で判断されることが望ましいと考えている。

以下に健康診断に関する本委員会の見解をまとめた。

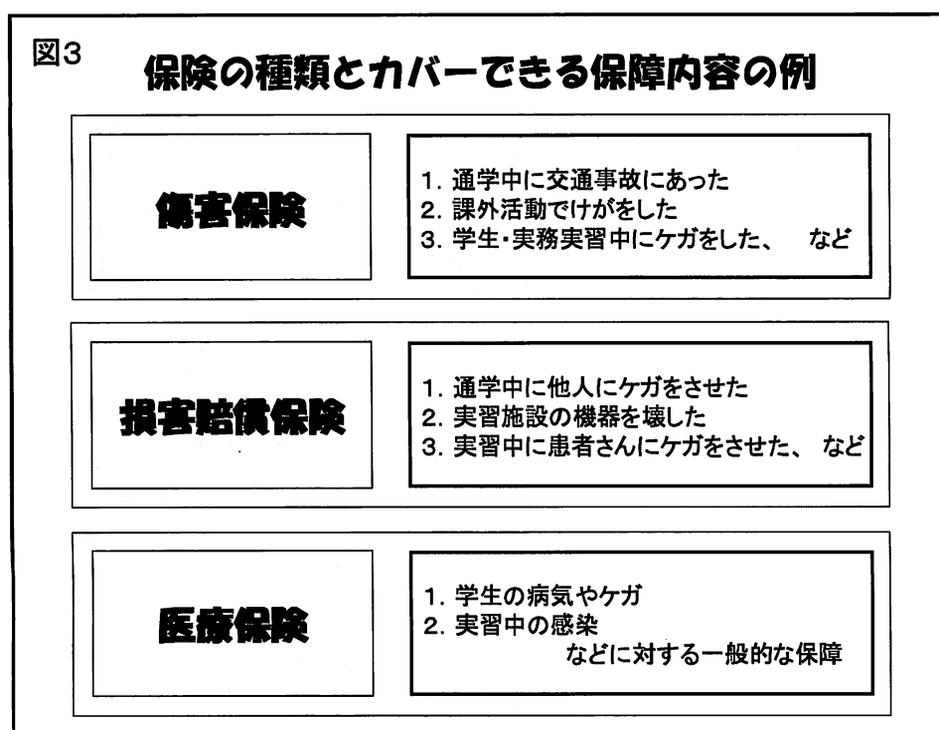
本委員会の見解—1

1. 将来医療人の一員として活躍することを考えれば、普段から、自身の健康に十分な注意を払っておく姿勢を身に付けてほしい。そのためには、定期的な健康診断の受診は義務化すべきである。
2. 定期健康診断の中身は、あまり充実していないのではないだろうか？ 各大学で、その中身を調べておいてほしい。
3. 遅くとも実習に入る前には、血液検査、生化学検査、尿検査、X線撮影などを含めた健康診断を受診すべきである。健康診断を受けていない学生は実習に参加させないくらいの強い姿勢が必要。
4. ツ反検査を含めた種々感染症に対する免疫学的検査は義務化したい。

3. 保険について

学生が加入している保険についてのアンケート調査によると、国公立すべての大学で、何らかの保険に加入していることがわかった。保険を大きく分けて、学生自身に対する傷害に対する**傷害保険**、学生が及ぼすかもしれない損害に対する保証のための**損害賠償保険**、および**医療保険**に大別できる。

保険に要する費用は自己負担とする場合と、大学が一括して支払っている場合とがある。



(1) 保険の種類

<傷害保険>

ほとんどの薬学生は、通学途中・課外活動や、学生実習（学部での基礎実習に相当）・卒業研究のため、種々の災害に対する対応策として、入学時に傷害保険に加入している。多くの大学で利用されている代表的な保険として、「学生教育研究災害保険」（通称学研災）（財団法人日本国際教育支援協会）があり、ほとんどの大学で利用されている。一部、全国大学生生活協同組合連合会（以下大学生協と略）や看護協会の保険、大学固有の互助会制度を利用している大学も見受けられる。

保険への加入は「強制」、「任意」と様々ではあるが、たとえ「強制」としても加入しない学生もあり、今後全国の薬学部において、学生への「指導」が必要である。

<損害賠償保険>

多くの大学で、「学研災付帯賠償責任保険」（通称学研賠）（財団法人日本国際教育支援協会）に加入させている。学研賠のうち、薬学生の実務実習に対応できるものとして「医学賠：Cコース」がある。また、大学生協が扱う学生賠償責任保険や民間の損害賠償保険が多数ある。

<医療保険>

学生向けの医療保険は数多くある。大学生協の「学生総合共済」や民間の保険会社（Dr ジャパン：損保ジャパンの例）などがあり、入院、通院、手術などが対象になっている。

感染症などを補償する保険は、民間の医療保険の特約や特定感染症危険担保特約などがあるが、これらでカバーできる感染症は一類から三類までである。四類以降の感染症の保障を加えると保険料が高くなることが予想される。また感染の可能性についても、実務実習内容は指導薬剤師に準ずる作業内であることから、薬学生の参加型実務実習においては、現実的にはそこまで保険でカバーする必要性はなく、むしろ学生が自身の健康状態を、健康診断を通して十分に自己管理することのほうが重要であると判断した。なお大学生協の「学生総合共済」には、実務実習中に起こった感染事故に対する保障制度がある。

医療保険への加入については、各大学で対応してほしい。

（２）大学の立場から

保険という性質上、加入を「強制」することには困難が伴うかも知れないが、本委員会は、保護者や関係者との協議の上、**全員加入を推奨**すべきであると判断した。

（３）実習施設の立場から

実習病院においては、「病院薬剤部契約（薬剤部員全員の加入が前提）」や「医師賠償責任保険の病院契約」（薬剤師も含まれる）を締結している必要がある。仮に実習中に学生に事故が起こったとしても、これら保険でカバーできるため、上記契約を目安とすべきである。

日本薬剤師会認定の実習生受け入れ薬局は、すべて、薬剤師賠償責任保険に加入している。また薬局向けの保険である薬剤師賠償責任保険は、日本薬剤師会加入薬局でなくても保険への加入は可能である。したがって、日本薬剤師会を經由しない薬局で実習を行う場合であっても、大学と実習施設は、保険の加入に関する確認作業を済ませておくことが肝要である。

実務実習においては、患者との接触が多くなることが予想されるが、病院で行う実習と薬局で行う実習の場合とで、基本的な相違はない。

本委員会の見解-2

実習施設に求められる保険

自分自身を守るために（傷害保険）

入学時に、「傷害保険」に加入させよう。

- ・ 学生教育研究災害保険（学研災）の例（財・日本国際教育支援協会）
（正課中、大学行事中、大学施設内、課外活動、通学中、施設移動中の事故）
（注：協会の賛助会員となることが必要）
- ・ 全国大学生協連合会の例
学生総合共済：病気、事故、ケガを保障
（注：大学生協に加入していない大学は対象外（東京、大阪、宮城、熊本は別途可能））

他人や実習施設に迷惑をかけたときのために（損害賠償保険）

遅くとも実習が始まる前に、「損害賠償責任保険」などに加入させよう。

- ・ 学研災付帯賠償責任保険（学研賠）（財・日本国際教育支援協会）
- ・ 全国大学生協連合会の例
学生賠償責任保険：日常生活での賠償事故、正課の行事・実習での賠償事故
- ・ 各種、民間保険会社の損害賠償責任保険
- ・ 看護協会の例：Will 2（実習中の事故に対応）
- ・ 日本薬剤師会が加入している薬剤師保険の学生版について：今後、検討予定。

本委員会の見解-3

実習施設に求められる保険

実習病院：病院薬剤部契約（薬剤部員全員の加入が前提）

医師賠償責任保険の病院契約（薬剤師も含まれる）など

実習薬局：薬剤師賠償責任保険

など

（4）大学と実習施設との共通の見解

不測の事態に対応できるために、学生側、実習施設側、いずれも万全の準備が必要である。実習施設側では、既に実習学生の保険加入の有無を確認してから受け入れている現状もあり、大学・学生側は保険加入の証明を予め受け入れ側に提示すべきであろう。学生に対する義務として、保険に加入することを前提に実習を受けることが可能とする文言を明示すべきである。

（5）その他

薬学生を対象にした保険制度（商品）を開発することを希望する意見がアンケートの回答中にみられた。現時点で、想定できる薬学生の実習中の事故等は現存の保険でカバーされることから、新たな保険商品の設定は今後の課題とした。

財団法人日本国際教育支援協会については、非加入大学がごく少数ある。非加入大学も賛助会員となることで保険への加入が可能である（費用は生じない）。大学生協に加入していない大学は私立大学で半数近くある。

学生にどの保険に加入させるか、各大学・学生が判断することが必要である。

※ なお、(株)損害保険ジャパン 医療・福祉開発部の新居経治氏、全国大学生生活協同組合連合会 共済センターの唐鎌克己氏には、保険に関する種々の情報や意見を提供いただいた。ここに感謝いたします。

参考	
保険に要する費用の例	
傷害保険	
「学生教育研究災害保険」(学研災) (財・日本国際教育支援協会)	4,150円 (6年間)
損害賠償保険	
・学研災付帯賠償責任保険(学研賠) (財・日本国際教育支援協会) 医学賠(Cコース)の例:	800円(年)
・全国大学生協連合会の例 学生総合共済 :	38,380円(6年) (バイク別)
学生賠償責任保険:	1,420円(1年) 4,800円(4年) 6,750円(6年)

IV. おわりに

本委員会は平成17年度において、当面の検討課題(2ページ参照)として掲げた項目について検討してきた。本報告には、そのうちの「学生が安心して、安全な実務実習を受けるために必要な要素について」議論したものをまとめており、「本委員会の見解(1~3)」をもとに「提言」(3ページ参照)としてまとめた。関係各位おかれては、実務実習を円滑に進めていくための検討材料としてご利用いただければ幸いである。

今後他の事項についても検討を進め、順次提言していく予定である。

各大学関係者、ならびに日本薬剤師会、日本病院薬剤師会関係者には、本委員会の活動に多大な協力をいただいたことを感謝する。

実務実習環境整備委員会 委員名簿（平成17年度）

大 学

掛見正郎（大阪薬科大学）
木村聰城郎（岡山大学）
工藤一郎（昭和大学）
中島憲一郎（長崎大学）
林 正弘（東京薬科大学）
米谷芳枝（星薬科大学）
山元 弘（大阪大学）（委員長）

日本薬剤師会

木村隆次（ハロー薬局かつら）
永田泰造（桜台薬局）
森 昌平（かみや調剤薬局）

日本病院薬剤師会

幸田幸直（筑波大学）
後藤順一（東北大学）
矢後和夫（北里大学）

（平成18年3月現在）